

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和6年12月16日（月）

令和6年12月16日（月）午前10時00分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	高野 浩一		飯島 孝也
	小林真理子		相沢 俊行
	小野 公秀		佐藤 浩美
	有賀 公子		萩原 哲也

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 平塚 悟

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦
総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊
会計管理者	辻 学
市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊
福祉総合支援課長	志村 裕喜
介護支援課長	町田 享子
子育て支援課長	矢口 成彦

健康増進課長	武藤 陽子				
観光商工課長	廣瀬 仁				
農林振興課長	丹澤 英樹				
建設課長	野田 一寿				
勝沼支所長	古屋 勇司				
教育総務課長	清水 修				
生涯学習課長	小林 好彦				
上下水道課長	杣野 栄				
ぶどうの丘支配人	大村 山治				
議会事務局・ 監査委員事務局長	中村 賢一				
政策秘書課	林 正樹	笹本 正和	廣瀬 亮		
総務課	三枝 俊和	新田 照人	武井 一徳	樋口 透	
財政課	山本 昌康				
市民課	松沢 則子	村松 奈々			
福祉総合支援課	河村 敬	磯谷 多恵			
介護支援課	内藤 智子	雨宮久美子			
子育て支援課	雨宮明日香	向山 映子			
健康増進課	土屋 和生				
観光商工課	武藤 剛	金子 猛			
農林振興課	石原 久誠				
建設課	岩波 一貴	田村 俊彦			
教育総務課	高石 宏満				
生涯学習課	田辺 秀典	森 なおみ	三谷 町子		
上下水道課	保坂 佳正	加々美 裕			
ぶどうの丘	山下 政仁				

○ 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

○ 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第83号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第7号）

議案第84号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第85号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第87号 令和6年度甲州市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第88号 令和6年度甲州市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第89号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算（第2号）

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、議長から挨拶をいただきます。
- 議長（平塚 悟君） おはようございます。

このところ本当に真冬の寒さが続いております。議員の皆様、そして当局の職員の皆様におかれましては体調等を崩されないように年末年始を迎えていただきたいと思います。

そして、また先週、各常任委員会におきまして審査をしていただいた条例案に関わる案件も、今日の補正予算案等にも含まれてきます。今日は7件の補正予算案についてご審査をしていただくわけではございますが、特に債務負担行為等その他案件にも関わる案件もございますので、皆様方、慎重審査をよろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。

- 委員長（丸山国一君） ありがとうございます。

開 議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、11月28日の本会議において当委員会に審査を付託された補

正予算案7件について審査をお願いいたします。

なお、本日は質疑から行いますので、委員各位にはご理解をお願いいたします。

議案第83号

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第83号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

まず、第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。

質疑はございませんか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。議会費についての質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 第1款議会費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2款総務費についての質疑を行います。

質疑通告がございますので、指名いたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

2款1項7目まちづくり推進費のところ、これは荻原委員から資料請求で出していたので、ふるさと納税ブラッシュアップ施策立案に向けた調査事業ということで、BIPROGY（株）、このコンサルさんからの提案の書類がありまして、見せていただきました。

まず、ここの業者に委託をした経緯というか理由というか、どういうことでここを選定したのかということを伺えればと思います。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

あくまでも見積りの段階ですので、BIPROGY（株）さんとは、契約は議決後ですので、ここは見積り段階の提案書でございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 見積りということで、予定ということで決定したわけではないということは分かりました。こういうコンサルに委託することによって、ふるさと納税の返礼品などの見直しというんでしょうか、さらにワンランク上げた施策のやり方というようなことが、やっぱりそれは専門のそういうコンサルの力を借りるほうが格段の効果があるというふうに思われてやっぺらっしゃるということで確認してもいいですか。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

今回の議会でも、相沢議員、それから飯島議員へも答弁をしておりますけれども、本市のふるさと納税の返礼品の強みと弱み、しっかり把握していきたいなというのと、9月に補正を取らせていただいて、境まちづくり大学院のほうにも研修に行かさせていただいております。

総務文教常任委員会のその他でも30分ほど、10回の講演の中身、お話しをさせていただいたところですが、ふるさと納税につきましては、平成20年から、制度開始以降、昨年で市場規模が1兆1,000億円となっております。専門家、プロから言うと1兆5,000億円程度が上限ではないかと言われておりまして、その後徐々に自治体間での差別化や価格競争、それから返礼品の特例化などが始まってくるだろうというお話でございました。

今回、相沢議員の質問にもお答えをさせていただいたとおり、本市では果実、フルーツとワインがメインですけれども、その中の一つが、中でもシャインマスカットの比率が非常に高い。ですけれども、果物につきましては気候や病気のリスク、それから衝撃や温度による配送のリスク等も課題でございまして、できるだけ早期にリスクの少ない新たな特産品の開発に着手していくべきだということで、今回BIPROGY（株）さんの、まちづくり大学院の講師でもありましたので、そういったところの中から見積りを徴収したところでございます。

当然、見積りの段階ですので、先ほど言ったとおり、この会社と契約するかどうかはまだ未定ではございますけれども、本市がさらなるふるさと納税の寄附額のアップと、さらには市長もお答えしたとおり、新たな特産品の開発をして、公社の立ち上げ等までも視野に入れつつ、来年度以降も慎重に慎重を重ねながら、スピード感をもって取り組んでいきたいと思っております。

また、既に県内でも公社を立ち上げている富士吉田市、それから富士川町等の先進事例も注視しつつ取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございました。

この業者が大変レベルの高いところなんだろうなということも分かりました。よろしくお願いします。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） ふるさと納税事業費のところで引き続き質問させていただきますけれども、中間管理業者に当たるんでしょうか、シフトプラス（株）に委託をされていると思うんですが、このシフトプラス（株）の業務内容を教えていただけますか。

それと、あと先ほど佐藤委員も質問していたというか、それに関連して境町のまちづくり大学院等で学んでいるという状況で、中間管理業者がブラッシュアップを担うとか、返礼品のPRを担うというか、こんな写真、例えばシズル感の高い写真を掲載すると返礼品、注目を浴びるよとか、境町の場合は中間管理業者に当たるまちづくり公社がそういうようなこともしていたと思うんですけれども、このシフトプラス（株）、ちょっと私が誤解がなければ中間管理業者だと思うんですけれども、業務の内容をお聞かせいただけますか。

○ 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

添付の資料、今回、予算の補正の内訳、出させていただいております。委託料につきましては、12月で2,948万9,000円をお願いしているところでございまして、シフトプラス（株）については資料の右の下、試算のところのシフトプラス（株）、補正が7億円に對しまして3.5%の委託料で、2,450万円税込だと2,695万円となっております。

主に、シフトプラス（株）は全国でナンバーワンシェアの企業でございますので、うちのほうでも一昨年から前の委託業者からシフトプラス（株）のほうに変更させていただいて、金額のほうも伸びている状況でございます。中身については、その下の申告の特例受付から証明、さとふるの発送まで、全部込みで委託をしているところでございます。

また、飯島委員言われたとおり、シフトプラス（株）さんとは職員も一緒に甲府の事業所のほうに行きまして、シズル感、写真の見え映え等々もご指導を受け、ご協力しながらやっているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 今、補正で返礼品の特産品開発というところが出ていところですけれども、このシフトプラス（株）に現在委託している業務の中身として、特産品の開発とか返礼品のブラッシュアップとか、そういうことにはこの委託内容ではつながらなくて、新しく事業として、特産品開発とかブラッシュアップとかということをしなないとならないということですかね。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

飯島委員申されたとおり、あくまでもこちらの補正につきましてはふるさと納税の37億円を目指した中の7億円に対する委託料でございます。先ほど佐藤委員言われたブラッシュアップのほうはまた別で考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ちょっと境町の例を何回も出して申し訳ないんですけども、中間管理業者が、さかいまちづくり公社というところで、そこが特産品開発も担ったり、中間管理としてこのいわゆる今シフトプラス（株）がやっている業務を担ったりというところで、パーセントはもう少し3.5%よりは上がるのかもしれませんが、シフトプラス（株）というか、一社で中間管理等をこれからずっと継続的にやるとしたら、別途発注するよりも、今までの中間管理業者と連携をしてやっていくとか、あと、もしくは新たに特産品開発で入ってくるところと業者変更が考えられるとか、そこら辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

ふるさと納税事務に関する委託については、先ほど言ったとおり、全国トップシェアの企業であるシフトプラス（株）とは契約のほうは続けてまいりたいと考えております。

新たな特産品のブラッシュアップ、それから公社、加工施設等については、見積りの段階ではBIPROGY（株）、旧日本ユニシスですけれども、考え方の一つにして、境まちづくり大学院のほうにも行かせてもらって、そこには一般社団法人日本ビジネス協会も設置してあって、その組織、グループもあるので、契約の段階ではそちらのほうも視野に入れながらと考えておりますので、委員質問のシズル感ですとかいろいろ、もろもろも含めて、契約のほうは考えていきたいと考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 手数料のこともありますし、あと例えばシフトプラス（株）は山梨営業所を持っていると思いますけれども、例えば納税のこととかということを考えると、いわゆる自治体で内製化するほうが入りは増えるというか、ふるさと納税だけではなくて法人の納税として自治体に納税が増えるとか、そういうことにもつながるということをまちづくり公社の勉強を私、してきた中で感じたことなので、できれば市で内製化をして、もしくは公社という形なのかもしれませんけれども、そこのお金の流れをできるだけ甲州市に落ちるようにしていく工夫をぜひこの機会にも考えていただきたいなと思いますし、それが多分、例えば返礼品等の特産品開発をするとかというところで、農業とか加工品業とか、そういうことに市が関わっていくということになると思います。

例えば農林振興課とか、そういう市が政策としてもともと特産品振興とか産業振興とかやらなければいけないということにもつながっていく仕事だと思いますので、そういうノウハウ等も含めて、できるだけ内製化というか、市内の中でそういう業務をできるようにぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。要望です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。
平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） すみません、まちづくり推進事業費のことで、シェアオフィス甲州のセキュリティーの改修、200万円という見積りが出ておりますけれども、先週の総務文教常任委員会においても指定管理者の指定について審査をしたわけですが、このセキュリティーの改修を勝沼支所から今度、指定管理者のほうに移すという内容でしたけれども、もう少し詳しく、まず説明をしていただきたいと思います。

それから、受付の業務等もこれまで勝沼支所で行ってきましたが、そういったことも含

めて、このセキュリティーの改修には含まれてくるのかというところで、詳しく説明を求めたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） 議長の質問にお答えをさせていただきます。

先週も少しお話をさせていただきましたけれども、今回、議案第90号でシェアハウス甲州の指定管理者の指定の議案を出させていただきました。併せて、現在、勝沼庁舎に設置をしてございますセキュリティーシステムのパソコンにて利用のログの保存、監視カメラの映像の保存、利用者登録等カードキーの発行等も行っている状況でございます。

今度指定管理者の議決をいただきますと、指定管理者のほうで今申し述べたことを全て対応をすることになりますので、現在勝沼庁舎においてあるセキュリティーシステムをシェアオフィス甲州内に移設をさせていただく予算計上として200万円を計上させていただいております。

業者のほうとの打合せの中では、シェアオフィス内に移設するということでセキュリティーの部分、かなり厳密に取り扱わなければならないということで、鍵付きのロッカーを設置していくという予算も含まれておりますので、そのときのセキュリティーの強化ということで移させていただいております。

また、今回指定管理の説明でも申し上げさせていただきましたけれども、現在勝沼庁舎の職員で対応しておりますけれども、業者が入りますので、夜間、それから土日祝日等も指定管理者のほうで対応していただけることとなりますので、利用者にとっては利便性の向上につながるものと考えております。

○ 委員長（丸山国一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 3款民生費の1項社会福祉費の2目社会福祉施設管理費の中の福祉センター等管理費の38万3,000円ということで、勝沼健康福祉センターはリニューアルして間もない状況だというふうに認識しているんですけども、これが補正で燃料保管というような説明がありましたが、ちょっと内容を詳しく説明をいただけますか。
- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをさせていただきます。

今回の補正で、修繕をお願いをしたものにつきましては、勝沼健康福祉センターの東側の外にあります地下の燃料保管のタンクでございます。健康福祉センターのお隣にある健康公園側の地中に埋めてあるものでございまして、経年劣化でマンホールのパッキン等がかなり劣化をしております、水が中に漏ってしまうというようなことが起きておりますので、それに関する修繕を行うものでございます。大規模改修のときには地下のタンクのほうには手をつけておりませんでした。

これにつきまして、内容についてはマンホールのパッキンが劣化していることに伴って少しずつ水が中に入って、中の部品等にさびが生じたり、あと水が中に入り込みますと当然タンク内の損傷も起きてしまうということで、事前に修繕をさせていただきたいと思っております。

なお、完了後の検査のために燃料を抜いてエア漏れの点検、さっき言ったさびの除去なども行うために、このような費用がかかるということになっております。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 次の項目の障害者自立支援給付費というのが1億1,200万円。この1億1,200万円という金額が、補正でこの時点で障害者自立支援給付費で出た理由といえますか背景をご説明いただきたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今回多額な補正予算、扶助費のほうにお願いをしております。その理由につきましては、主に本年度報酬改定があったこと、それから重度の障害者が増加したことによりまして障害福祉サービス費や介護保険で賄い切れない介護給付費等が増加傾向であります。これは毎年増加をしているような状況でございます。これは障害者総合支援法に基づく事業でありまして、重度の方もできる限り住み慣れた地域で暮らすことができ、家族の負担も減らせるよう長時間手厚いサービスが必要など、サービス費用の増加の要因となっ

ております。最近は、特に先ほど述べた理由によりまして重度訪問介護なども増加をしております。それも大きな要因となっております。

それから、障害児のほうも費用が増加傾向でございまして、これにつきましては特に放課後デイサービスですとか児童発達支援が増加傾向でありまして、それぞれ2つの事業費について、本年度と昨年度の比較可能な5月から10月の半年分の伸び率から算出をして、今回このような1億1,000万円、1,700万円という不足が生じるだろうと見込んで補正をお願いしたところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） およそ内容分かりました。増えたということですがけれども、おおむね2つの分野で人数は何人ぐらい増えているのか、ご説明いただきます。
- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

障害福祉サービス受給者証、それから障害児給付受給者証の保有者が先月1日現在で大人が260名、子どもが89名、この方々が利用するサービスの費用の増加という形になります。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 確認させてください。

1目の社会福祉総務費の社会福祉協議会補助事業費ということで、人件費補助金ということで人勤及び手当等の調整分ということで計上されていますけれども、これ確認なんですけれども、社協の人件費等は人勤に基づくというか、そういう規定になっていて、人勤で上がったとか下がったというところで、市がそれを補助するという役割分担というか、そういうふうになっているんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 志村福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

18節の負担金補助及び交付金の社協への補助金につきましては、補正予算の説明のときにもお話をさせていただきましたけれども、人事院勧告等により市職員の給料改定することに合わせて、社会福祉協議会の職員14名分の給与を引き上げるため、補助金の増額を行うものであります。

これにつきましては、社会福祉協議会へ補助金として支出している人件費につきまして

は市の職員に準じて費用を算出しておりますので、今回人事院勧告も市の職員に合わせて同じタイミングで増額を行うことをさせていただくために、補正をさせていただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 2項2目の児童措置費の中の保育園副食費無償化事業はどのように補助をしていくのか、お願いできますか。個人なのか保育園なのか。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

今回の副食費の補助の件についてですが、1人当たり4,500円相当になります。補助につきましては、各保育所からそれぞれの月分の申請をいただきまして、保育所のほうに直接補助をするというような形で支給のほうを考えおるところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） ということは、保育所に前もって先に払いますか。それとも、その月締めてから翌月にというような、終わってから償還していくような格好になるのか、どちらでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

補助の形につきましては、例えば1月の副食費につきましては、各保育所で保護者のほうから月末に各口座から引き落としみたいな形になっておりますので、その実績をいただきまして、今考えているのが、3月に3か月分をまとめて市のほうから補助をする。また、今後ご議決いただいた後、保育所等との協議の中で、例えば毎月頂きたいというようなケースもあるかと思っておりますので、その辺は柔軟に対応できるよう検討してまいります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 分かりました。

3か月まとめてでいいところもあると思いますが、課長おっしゃるようによく協議して、資金繰りも大変なところもあるかもしれないので、柔軟に対応を考えていただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 聞き漏れをしているかもしれませんが、この保育所の件です。副食費を保育所に対して支援をしていくということですが、公立、私立ともということですか。この費用で全部賄うということですか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

公立につきましては、歳入として今回補正のほうで減額として計上をさせていただいておりますので、基本的には歳出で私立の保育所へ補助金として交付をさせていただくというようなことで考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） これは、今回は補正で3月までということですが、恒久的というか、そういうことを考えているところはあるのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

副食費につきましては、これまでも保護者が負担してきた経緯もあるほか、在宅で子育てしている場合も生じる費用であるということから、保護者が負担することが国のほうとしても原則であるということをございます。

本市で今後、副食費の無償化を実施するに当たりましては、総額で約2,000万円余の財源がさらに必要となると見込んでおるところです。実施するに当たりましては、そのための財源の確保が必要になること、また国が示す保護者負担の基本的な考え方を踏まえまして、保育所の副食費につきましては今回、県の補助金を頂けるという財源の中の限定的なものとして、引き続き、今後は受益者の負担を原則、基本として考え、市独自の拡充は行わないものとして、保護者のほうにも丁寧な説明を行いながらご理解を求めていると考えております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 2項4目の児童センター管理費の中でエアコンの修繕とあるんですが、公共施設を改修ですとか修繕するのに、規定の中で改修から、そこから20年とか25年とかという、たしかそういう数字があったと思うんですが、今回この、松里児童クラブと祝児童クラブの2つ、この2か所を改修すると決めた根拠は、どういう根拠に

基づいてこの2か所にしたんでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

○ 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

この2か所の児童クラブのエアコンについてなんですが、夏頃から調子が悪くなってしまいまして、業者に見ていただいたところ、これは故障ではなく、その機種の機能の、性能の限界であるということが分かりまして、解決策としまして、これは、本当に冬もエアコンは十分利用の頻度上がりますので、具合の悪いまま、このまま継続してもいけないということで、特に公共施設の計画の中での改修ではなくて緊急時の対応ということで、今回補正のほうに上げさせていただいた形になります。

○ 委員長（丸山国一君） 高野委員。

○ 委員（高野浩一君） 承知しました。

今、課長の答弁のとおり、20年とか25年に関係なく、緊急のときはこういう対応をするということが、今後もそうなるんだろうということが確認できました。ありがとうございました。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第4款衛生費についての質疑を行います。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 1項2目の予防費の中の県外予防接種費用助成事業不足分で、これ、説明のときに、償還払い分に不足が生じたというようにご説明いただいたと思うんですが、この償還払いというのは以前、何年も前だったんですけども、日向委員がちょっと話題にされていて、償還払いではなくて、できれば、もう県外でも窓口で何とかならないかなというのをちょっと記憶しているんですが、償還払いであることについて、何か窓口で償還払いに実際来た方のほうで手続的なことを改善してほしいとか、そ

ういう要望は出ませんか。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

償還払いの支払い方式についてのご質問でございますけれども、もし償還払いでなく直接的に窓口無料で予防接種を県外においても受けていただく場合には、その医療機関と委託契約を結ぶ必要がございます。これは本当に多数の医療機関になりますし、また委託契約には期間を要しますので、当事者の皆様からは、費用が後であっても返ってくるのであれば、市の責任においての予防接種という点では変わりませんので、むしろ素早く打ちたいということで特段、窓口無料にならないことに対してのご意見等はいただいております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。ご丁寧な対応をしていただいていることは分かりました。郵送でも対応可能ですか、償還払いは。窓口に来ないと駄目ですか。
- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

原則的にはどちらであっても対応可能ということにしておりますので、必ずしも窓口に来ることを必須とはしておりません。ただし、多くは県外にお住まいの子どもさんの申請ですとか、里帰り出産でそちらの医療機関で受けてということがほとんどでございまして、近親者の方が市内に在住しておられるので、郵送ということは現実的にはあまりなく、窓口で、問合せも含めまして、来所いただいて申請を受けているという状況でございします。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので指名いたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 6款1項4目のワイン振興費であります。勝沼ぶどうの丘事業会計繰出金が記入されておりまして、資料を請求したのに対して、山梨ワイン海外輸出プロジェクト（K O J）負担金に伴う繰出支出根拠及び算出根拠についてという経過及び文書を頂きました。日程等の詳しいものはここにはないわけなんですけれども、492万円の根拠になることが、これだと1人当たり123万円ということで4人分、この詳しい日程などが分からないと、1人当たり123万円という根拠がいま一つ分からないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

日程につきましては、細かいものは資料に記載してございませんが、口頭でご説明いたします。2月3日に羽田を9時50分に出発しまして、14時間のフライトで5時15分にヒースロー到着予定としております。翌日の2月4日には在英日本大使館、英国地方自治体協議会、ジェトロ・ロンドン事務所、日銀ロンドン支所などを訪問いたします。2月5日にはプロモーションを実施しまして、大きなイベントとしましてはアニュアルトレードテイasting、大規模な試飲イベントを行います。マスタークラステイastingということで、トップソムリエ12名を招いてワインの試飲会を実施いたします。2月6日には、現地視察として英国の輸出先、飲食店、小売店などを視察する予定となっております。2月7日にロンドンをたちまして、羽田には、日付が変わりまして2月8日、5時頃到着の予定となっております。

日程につきましては以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 大分日程が示されたので、イメージが私たちにも分かったと思います。ありがとうございます。

この4人行かれるということのようですけれども、三澤会長の強い要望ということもあるようですけれども、そのことによって、目的に書いてありますけれども、かなり成果

が上がるというふうに見込まれていらっしゃると思うんですけれども、見込まれる成果というのはどのようなものか、もう少し詳しく伺えればと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

成果といたしましては、本市ではこの活動を通じまして地元ワイナリーの国際競争力を高め、輸出市場の拡大と並行して産業振興、観光振興など、地域経済の活性化を目指した重要な機会として捉えております。

また、地元ワイナリーや山梨県など関係者と連携を図り、甲州産ワインの輸出促進活動へ支援と同時に地域の魅力を海外に発信する取組を強化し、日本を代表するワインの産地である甲州市ブランドを一層高める展開と考えております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

成果が大変大きくなることを期待いたしますが、事後報告書のようなものを私たちが拝見することはできるのでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

また、ぶどうの丘のほうの予算審議のほうでそのことにつきましてはご回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員はもうよろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） お願いします。

K O J のプロモーション活動事業という、言わば本市も協力し、乗っかってという形のプロモーション活動。これまでも似たようなプロジェクトには出かけておりますので、

期待はするんですけれども、まとめられた質疑の話、そもそも前から思っていたんですけれども、K O J のプロモーション活動ですけれども、ワインの世界的なマーケットを差配するような中心地としてロンドンだと。それが、2月のこの時期に特別なイベント、セミナーあるいは何か、特にこの2月なのだという、そういう意味、意義はそもそもの辺にあるのかなというのが前々から私ちょっとよく分かんなかったんですけれども、それを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、現地で3日間現実に活動されると思うんですけれども、3日間も全部アポイントメント取って、具体的な関係者、あるいはプロモーション活動の目玉として本市が考えている3日間のうちの最大の活動というのは何なのかを教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

2月に行う実施時期でありますけれども、世界のトップソムリエが集まるものが2月ということであります。ですので、この機会にプロモーションを実施することが目的であります。

あと、3日間の日程の大きなものとしましては、厳選したトップジャーナリスト、トップソムリエ12名を対象に招いて行う山梨ワインの試飲会、批評会を実施するものが2月5日であります。また、大規模な試飲イベントを実施するものも2月5日になりますので、ここが大きな、重要なポイントとなります。

あとは、前後しますが、地元の大使館と、あと海外の展開を支援していただくジェトロ・ロンドンの事務所を訪れるなど、その他も重要なことであると捉えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 概略としましては理解はするんですけれども、K O J のプロモーション活動に協賛をしてということなので、主たるものはK O J のほうで立案、計画をし、実施をするということだと思えますね。

ただ、市長も行かれて、そして市議会、市民の期待もある事業ですので、希望といえますか要望になると思うんですけれども、もう少し市独自の、あるいは市長独自のプロモーション活動の部分もちょうと分かる形で、やはり今後は入れていただきたいと思います。様々な、東京都に、県レベルであれば事務所等を置いてというふうな活動

がありますよね。それに鑑みても、せっかくワインのメッカの、マーケットの中心地に行かれるわけですから、その辺はもう少し積極性をもって、K O Jのプロモーションはもちろんですけれども、本市としてはどうするのかというところをぜひ企画していただきたいというふうに要望をいたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、相沢委員の質問の中で、市長も分かる形でこちらの役員にというような話もあったんですが、K O Jの今、役員構成というのは、前に委員会であつたこの議案について話したときに、商工会のホームページに載っているのが大分古い役員名簿しか出てこないんですが、現在も役員はその当時のままでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

役員構成は以前と同様であります。県のワイナリーが10社、協力しているということでもあります。

- 委員長（丸山国一君） 5日の日に、議案第83号、議案第89号、ぶどうの丘ですね。その部分もぶどうの丘の支配人に出席を求めていますので、ここで質疑をしてもよろしいんじゃないかという、委員の皆さんの合意をいただいていますから、ぶどうの丘の支配人にその内容について、活動内容について、その部分についてはここで審査をしてもよろしいんじゃないかと思います。よろしいでしょうか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 役員構成が変わらないということ、ありがとうございます、確認していただきまして。

頂いた提出資料の中で、今回、市長とほか3名と一緒に参加していただきたいという熱望、先ほど佐藤委員の質問の中にもありましたが、ほかに今回商工会議所の会頭であつたり、ワインアドバイザー片岡さんと、あと委員長は別で行くとなっているんですが、このK O Jを管理しているのが市ではないので、ちょっとそこまでは分からないですけれども、商工会議所の会頭はこの役員の中に入っていないけれども、どういうふうに予算が出るのかなと不思議なところではあります。これは、ここでは分からないので。K O Jのほうで市長のほうに依頼があつたと。役員に入っていない市長はどういう立場で行くんでしょうか。市長ほか3名というのは。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
 - ぶどうの丘支配人（大村山治君） 市長の立場はオブザーバーとして、市のトップセールということでの参加という形になります。
 - 委員長（丸山国一君） 小林委員。
 - 委員（小林真理子君） オブザーバー。オブザーバーですよ。でも、すみません、支配人、K O J の役員構成の中としては、構成としてはちょっと入っていますよね、甲州市というの。でも、あくまでオブザーバーで、あとほか3名、どういう方を市からは考えているのか。現段階で構いませんので。
 - 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
 - ぶどうの丘支配人（大村山治君） 基本的にはオブザーバーという形なんですが、市の職員というのが政策的な絡みの人間と、ワイン振興に関する担当職員を今予定しております。議決後に、その辺は詳しく精査して該当職員を人選したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
 - 委員長（丸山国一君） 小林委員。
 - 委員（小林真理子君） この内容とちょっと関連したことを伺いたいんですが、市長はこういう場合、飛行機で行きますよね、市長も職員の方も。マイレージというのはどういうふうに規定をしているんでしょうか。
 - 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
 - ぶどうの丘支配人（大村山治君） 基本的には負担金のほうという形でやらせていただいているんですけども、一応今の予定では、一般的なエコノミーという形の中での座席で行かせてもらうような話になっております。
- 失礼しました。
- 個人のマイレージの使用はございません。あくまで負担金で対応させてもらっているということです。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
 - 委員（小林真理子君） 使用ではなくて、マイレージ、飛行機乗るとたまりますよね、個人で登録すると。前にもイタリア行ったとき、どういうふうになっていたのかなとちょっと疑問なので。政策的に総務課なりでもう規定が決まっている自治体もあるようなので、甲州市もそういうのが決まっているのかなとちょっと疑問だったので。
 - 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

今回はK O Jのほうに市としては4人分の旅費に係るものを負担金として出しますので、その辺はもう別の、K O Jのほうで処理される話なので、市としての処理はないです。

当然ながら市の場合は、市が直接行く場合には外国旅費がありますので、その旅費の規定に従って市長も職員も旅費を計算するんですが、今回はあくまでも事業主体が別なので、そこに対して市が負担金を出して一緒に行くという形ですので、その旅費規定は使っていないくて、あくまでも負担金として行くという形でご理解いただければと思います。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今お答えいただいたんですが、ちょっと確認し切れなかったのもう一回聞きますが、公務なり補助金なりで行った場合、個人的にマイレージはためられないですか、ためられるかもしれないですか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

今回の補正予算には直接関係ないのかなと思いますけれども、基本的に市の旅費はその辺は規定されておきませんので、あくまでも旅費として飛行機代、宿泊代とかは出しますけれども、その範疇でしか出しますので、その後の処理というのは特に規定はございません。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 関係ないことでもなくて、結構大事なことでして、旅費を使ってマイレージをためて、公費負担していただいた中で職員の方なり市長なり誰なり行って、マイレージをためていくというのは、今度は、ちょっと悪い言い方をしますと横領とか着服ということになるということの考えから、自治体によってはそういう規定を設けて、自治体としてはマイレージはためないというようなことをつくっているところもあるようです。

なので、こういうのはしっかりはつきりさせておいたほうがいいと思います。

- 委員長（丸山国一君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） もろもろご答弁いただきまして、今回はK O Jの負担金になるということで理解いたします。しかし、市として旅費規程にそういうポイント制度については規定が必要ではないかなと個人的には思います。

あともう一つ伺いたいんですが、K O Jのスケジュールの中で、ではジャパン・ハウスというのが出てこなかったんですが、ジャパン・ハウスにも行きますか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

2月5日のテースティング会、こちらのほうが、今、小林委員がおっしゃったところになります。よろしくお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 日程の内容の中で、もう少し補足の説明ができるかどうか、その辺を支配人のほうで。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

まず、2月4日、在日英国大使館、英国地方自治体協議会、ジェトロ・ロンドン事務局、日銀ロンドン支店、こちらのほうの訪問については、日本の経済というかロンドンのほうの経済の中心ということで、こちらのほうに市長並びにK O Jの皆さんと、参加メンバーとして三澤委員長、市長、甲府商工会議所の進藤会頭、山梨県職員という形の中で、ここでトップセールスをしてまいりたいと思っております。

2日目のアニュアル・トレーディング・テースティング、マスタークラスのテースティング、こちらのほうは、英国内のワイン業界関係者が約200人程度集まって、ジャーナリスト、インポーター、バイヤー、飲食小売店、ソムリエなどを対象とした大規模な試飲イベントということで、こちらのほうに参加することによって、市、日本の甲州ワインの大きなPRになるということで、こちらのほうに参加させていただきます。

また、マスタークラスのテースティング会、こちらのほうも、山梨県の現状を知る厳選したトップジャーナリスト、トップソムリエ12名を対象に、山梨県の試飲会、評価会を実施するということになりますので、こちらのほうにも市長並びにプロジェクトの委員、会頭が出席するというので、こちらのほうも大きなPRになると思っております。

また、2月4日の夜には、鈴木大使、日本の大使ですね、こちらのほうの夕食会も予定しているということになっております。

並びに6日のほう、現地視察というのは、日本のワインを販売しているようなところの視察を、こちらのほう、市長のほうとトップセールスという形の中で視察をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 詳しい日程も含めて資料を出せる部分は出すようにしてもらいたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 日程表を決まっているものがあれば資料として頂きたいというふうに思います。

- 委員長（丸山国一君） どうでしょうか、午後からでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） では、当局のほうで日程表を提出できる部分があると。

（「日程表はあるんですか」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 資料として手元に置けるように、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） すみません、K O Jについて、今回、甲州市長に依頼があったということですが、ほかの自治体のトップには特に依頼は、K O Jのほうからなくて、それで甲州市の市長という意味というんですかね、もちろんワインの産地ではあるというのは承知しているんですけれども、どういう視点で甲州市長ということになったかということですね。

あと、同行するのが商工会議所の会頭の進藤さんですとか、ワインアドバイザー、片岡さんということなんですけれども、市長が同行する意味ですね、いわゆるどういう意味があって市長が行くと、トップセールスは分かるんですけれども、専門家のトップの三澤委員長等が行くだけではなくて、市長がさらに加わって行くということの意味というのをお聞かせいただけますか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

これまで取り組んできた実績等もあるんですが、甲州市、地域全体の利益につながるものと思っております。甲州市が、市長が、甲州市産のワイン、ブランド価値、また甲州市の観光需要を世界的に高める、地域の発展に寄与するということもありますし、まず甲州市というのはワインのトップランナーということもありますので、市長の甲州市産のワインの認知度の向上、海外市場の販路拡大の活動の一助として、市長をトップに置いてトップセールスをして市長の役割を果たすということが大きな目的と。あと、やはり市のほうにインバウンド、こちらのほうを誘致するというような活動もありますので、甲州市は山梨県のワインの発祥というところもありますので、市長がやはりイニシアチブを取るという面でも、甲州市長の出席ということで考えております。

- 委員長（丸山国一君） 他市のこととかが分かるのかな、K O J がやっていることだから。他市の首長が行くのかどうかという点は。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） 市として入っているのは甲州市のみで、笛吹市、山梨県という形で、あとワイン協会、笛吹市でワイン協会的なところが参加しているということで、市として参加しているのは甲州市のみでございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 甲州市としてK O J に意味を見いだすということはよく分かるんですね。協力していくというか、市長が自らトップセールスとして行くということは分かるんですけども、K O J から一応同行を依頼されたということの意味ですね、K O J はなぜ甲州市長が同行することがよいと思ったのか、その点について伺いたいところですよ。

- 委員長（丸山国一君） まあ、K O J 側の意思だと思うけれども、その辺は答弁できるのかな。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

K O J からは、日本を代表するワイン産地である甲州市の鈴木市長のほか、市政策及びワイン振興の全面的な支援を図るということで、官民連携による積極的なプロモーション活動を活性化し、世界のワイン発信拠点であるロンドンでの山梨ワイン海外輸出のプロジェクト事業に対する力を貸してほしいという形で趣意書が来ております、依頼文が来ておりますという形でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 今、ぶどうの丘の支配人が答弁していただいているところですが、今回、繰出金として一般会計からぶどうの丘のほうに出しているんですけども、職員をぶどうの丘に出向させているというんですかね、ぶどうの丘のワイン振興の職員がいるということは分かっているんですが、ワイン振興を担っているのは観光商工課なんですか、ぶどうの丘なんですか。今回繰り出すちょっと意味が、それでぶどうの丘の関わりとしてどういう関わりになるのか、観光商工課はどういう関わりになるのか、このK O Jの負担金を繰り出す、繰り入れるというところで。
- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。
 ワイン振興に関しては観光商工課、ワイン消費拡大につきましてはぶどうの丘が受け持っております。
 以上です。
 なお、K O Jの事務局はぶどうの丘ということになります。
 （「ぶどうの丘ではない。K O Jの窓口はという話」
 と呼ぶ者あり）
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） 失礼しました。K O Jの窓口自体がぶどうの丘になります。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ワイン振興と消費拡大がどのくらい違うのかというのがちょっとよく分からないんですけども、つまり、そうすると、ぶどうの丘から負担金を出すという意味で、そこで市長が出張するということは、ワインの消費拡大を担うぶどうの丘が予算を出して市長に出張してもらうという考え方、消費拡大というところでいくということですか。
- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） だとしたら、K O Jに同行して、今回のスケジュール等を確認しながら思うんですが、実際にどういうふうに消費拡大していくということにつながっていくんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 35 分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

この活動を通じて、地元ワイナリーの国際競争力を高め、輸出市場拡大と並行しまして、産業振興、観光誘致などの地域経済の活性化を目的としました重要な機会ということで、こちらのほうと考えております。地元ワイナリーや山梨県、関係者と連携を図って、甲州市産のワインの輸出活動へ支援と同時に、地域の魅力を海外に発信する取組を強化し、日本を代表するワイン産地である甲州市のブランドを一層高めるという効果を考えております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 先ほどのことを今聞いてもいいということですよ。

先ほど言いかけたんですけれども、この事業、行って帰ってこられて、どういう成果があったのかということを報告書にまとめられると思うんですけれども、それを私たちにも見せていただける機会はあるでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） 報告書はまとめ、皆さんにお見せすることは可能でございます。

- 委員（佐藤浩美君） よろしくをお願いします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

次に、第7款商工費について質疑を行います。

よろしいですか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第7款商工費についての質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第8款土木費についての質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費についての質疑を行います。

質疑の通告がございますので、指名をいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 9款の1項3目消防施設費について伺います。

消火栓整備事業費ということで、山地区と祝地区の消火栓設置工事負担金195万8,000円ということのようではございますけれども、当初予算で消火栓整備費というのが483万円ぐらいあったわけではございますけれども、その中で、今回、山と祝地区の消火栓について整備予算が計上されているんですけれども、特に山、祝地区の消火栓が非常に問題だったのか、それとも計画的にこれが進んでいるのか、ほかの地域も含めて消火栓の整備というのはどのようなになっているのか伺えればと思います。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） 佐藤委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、山地区の消火栓でございますが、地区から消火栓の新設の要望が出ておりまして、県道の山交差点から西側の清水橋へ向かうところの、今そこが県のほうで道路改良工事を行っているんですけれども、その改良工事に伴って、そこに消火栓を埋め込むということで対応するという中で、これにつきましては、工事を実際行っているのは市の水道事業が行いますので、市の上下水道課の上下水道事業のほうに工事負担金として出す予算でございます。既存の予算の中とはちょっと別の考えでございます。

次に、祝地区の消火栓ですけれども、祝小学校から南側、20号線のほうに行きますと田草川がございます。田草川沿いのほうを東に今度上がっていくほうのところの道路のところに消火栓があるわけなんですけれども、それが陥没しておりまして、地区からの改修の要望がありましたので、やはりこちらにつきましても、市の水道事業のほうに工事のほうをお願いいたしますので、上下水道課へ工事負担金として支出しますので、既存の予算とは

違うという内容でございます。

あと、その他の地域の消火栓どうなんだという話なんですけれども、神金地区、特に上下小田原の水道を今整備していますので、その水道整備が進めば、やはり本管の中で必要な消火栓の整備は出てくるのかなとは思っておりますけれども、基本的にはそのようなところでございます。

あと、消火栓を含めて消防水利には水利の基準というのがございまして、市街化区域でしたら120メートル、その他の地域だったら140メートルが、それぞれ例えば防火対象物から水利の間の基準が決まっていますので、それは基本的には消火栓だけではなく、例えば防火水槽であり、プールであり、ため池であり、全て消防水利になりますので、そういうのを全部ひっくるめた中での消防水利の基準を満たす中での整備でございますので、もしその中で地区の要望があって消防水利の基準を満たしていないということであれば、消火栓の整備等を考えていくわけなんですけれども、基本的には現状そのようなところはございませんので、新設につきましては、水道管の新設等があった場合には考えていく、もしくは既存のやつが古くなったら改修していくというのが基本的な考えになると思っています。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） よく分かりました。ありがとうございます。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 消防施設整備事業費で落雷による不具合ということで、こちら保険の対応というのはどういうふうになっていくんですか。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

こちら、東雲分団と大和分団のサイレンのほうで落雷によって不具合が生じまして、地区と話をする中で、もし何かあった場合には防災無線のサイレンで対応することで、現状今そのようなことで補正予算の議決を待っているような状況でございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 副次的な対応を、そういうふうに防災放送でしていただい

るということなのですが、市の施設であって保険に入っていると思うんですけれども、そういう保険での補償というのはこういうのは対象になりませんか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

基本的には、消防施設なので、市が分団とかに補助金を出して、そちらのほうで整備をしてもらう施設ですので、基本的には、市の施設と言うとどうかなとは思うんですけれども、消防施設としては持っていますけれども、あくまでも今回も補助金として交付して各分団のほうで直していただくという形を取っています。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（丸山国一君） 第9款消防費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 2目の事務局費に入ると思うんですけれども、市教育委員会事務局運営費で540万円余りの金額について、すみません、ちょっと内容を詳しく説明をいただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

2目事務局費の中の市教育委員会事務局運営費でございますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の人事院勧告、それから県の人事委員会の勧告に伴う給料表の改定に伴う報酬等の改定分ということになっております。

以上であります。

- 委員（日向 正君） 分かりました。
- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第11款公債費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第11款公債費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表 債務負担行為補正についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 統合内部情報システム導入について、説明のときに大分概略は伺ったんですが、この中で新規構築がどのくらいの割合で、この限度額のうちどのくらいが新規構築分になるのかお願いできますか。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

手塚総務課長。

- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

それぞれ初期設定費用が構築費に当たりますので、それが、概算でございますけれども、消費税込みで1億1,568万円ほどが初期設定費用になりますので、それが構築費になります。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 今の統合内部情報システム、リース契約ということですが、今年度の当初予算で、一応予算上で517万円かけてこの統合内部情報システム導入の支援業務委託料というのを出しております。そこで、当初予算の説明にもありますが、それぞれのシステムを相互連携させるということを出てはいますが、この委託した結果として、どういったことを、もう少し詳しく、委託した先からこういうシステムを構築していきますよという提案というのはどうなっているんですか。それに基づいてこのリース料というのが組まれてくると思いますので、その結果というのを踏まえた上での現状というのを説明いただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

最初に当初で盛ったのは、あくまでも設計というか、その構築、どのようなシステム構築がよろしいのかということの提案をいただくような内容でございます。それを受けて、今回、内部情報系の統合ですけれども、財務会計システムと文書管理システムと庶務事務システム、これらのシステムについては、人事給与システムにひもづけることによって電子決裁等も可能になるようなシステムの構築をしていくという内容でございます。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 分かりました。

内容はそういうことでシステムのリースをしていくということの契約ですけれども、あと、今、小林委員が初期設定費用として質問の中で、設定としては1億1,568万円が初期設定費用ということなので、残りの、6年間ですけれども、8年度からシステム稼働ということだから、残りの2億7,300万円ほどが毎年かかってくる債務負担行為として設定した費用という認識でいいですか。割る五というのが大体年間かかってくる費用という認識でいいのか。

- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えさせていただきます。

今、議長が申されるとおり、そのとおりでございまして、主には保守料と運用に係る経費がランニング経費として5年分かかってきます。

- 議長（平塚 悟君） かしこまりました。
- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第2表 債務負担行為補正についての質疑を打ち切ります。

次に、第3表 地方債補正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 確認をさせていただきたいと思います。

過疎対策事業債の増額となりました。勝沼小学校の体育館の改修事業費ということで学

校施設整備事業債からの振替ということでございますけれども、これはまた県との協議の中で、マックスで甲州市では借りられる状況になっているのかというので、そこだけ確認をさせていただきます。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今ご質問にあったとおり、今回、勝沼小学校の屋上の防水ですかね、それを過疎対策事業債に振り替えてございます。県の、以前から説明しております過疎債につきましては枠がございますので、それにあふれないように、他2事業も非常に有利な起債がございましたので、そちらのほうに振り替えて、過疎債のほうは、ほぼ上限のほうへ持っていたといった状況でございます。今月、県との2次協議がございまして、既にこういった案で提出をしているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） ないようですので、第3表 地方債補正についての質疑を打ち切ります。

次に、第4表 繰越明許費補正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） ないようですので、繰越明許費補正についての質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後１時といたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

- 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。
-

議案第 84 号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第84号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第84号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第 85 号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第85号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 歳出の2款医業費、1項1目医療用機械器具費というところで電子処方箋管理サービス導入事業委託料というのがございますが、この電子処方箋管理サービスという内容をお聞かせください。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

電子処方箋とは、現在、一般的には紙の処方箋が普及しておりまして、主治医が処方したものを紙データとなった処方箋を基に患者様が薬局へ行って院外処方を受ける、一部院内処方もございますけれども、院外処方を受けるというのが一般化しております。これの紙の処方箋に当たる部分を電子化するというものでありまして、患者様は今までは紙の処方箋を届けるという必要がありましたけれども、主治医は処方を電子化して上げたものを、今度は薬局のほうでそれを、ご本人の同意を得ました方に限りますけれども、データを閲覧することができまして、そうしますと、処方箋を提出するという手間が省けます。

恩恵を受けますのは、一番は在宅診療を受けられている方でして、今現在は、診療は訪問で行った場合も処方箋は電子化していない場合は紙で発生しますので、これを誰かが薬局に届けない限りは処方薬が手元に来ないということになります。多くの方はご家族等がいらっしゃる、訪問診療を受けるわけですから、処方箋については、お互いの同意の中で一般的には往診医が薬局へ提出するというような、そういったことが日常化しております。ですので、この電子処方箋が普及しますと、そういったところの効率化が図れるものとされております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 分かりました。ありがとうございます。

この管理サービスというのは、管理というのはどこがすることになるんですか。市がするということになるんですか。保険者なのかな、ちょっと分からないんですけども、教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

今回のこの電子化の補正予算に計上させていただいたものは、現在使用しているレセプトコンピューター及び電子カルテのオプションとしてシステム連動をさせるものでありまして、これの初期のシステム導入費用ということになります。ですので、実際に使用しますのは大藤診療所内でありまして、大藤診療所は市の直営ですので、市の管理ということにはなりますけれども、実際には医療機関のほうの管理ということになります。

これは電子処方箋の管理サービスの推進を図ることが国の大目標にございまして、社会保険診療報酬支払基金が、新しく機器を増設しまして保険医療機関等がシステム整

備を行う際の費用について補助を出して、このリフィル処方箋ですとか新機能の電子処方サービスの導入をあっせんといいますか普及していくというために補助金が交付されますので、これを活用してのシステム改修ということになります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 大藤診療所の話なんでしょうけれども、これは大藤診療所のシステムとして導入するということなんですから、どこかの薬局に、例えば処方箋のデータを送るとかということは何らかのシステムの中に組み込まれていて、例えば個人情報というんですかね、お薬手帳の電子版みたいな形で機能するということにつながっていくということなんですか。

それで、個人の処方歴というか、そういうものも多分蓄積されていくということに、今回、大藤診療所に限ってかもしれませんが、ほかの医院にも適用するとか、そういうことになっていくものなんでしょう。そこで例えばマイナンバーが必要になるとか、今回、紙の保険証がなくなっていく方向になっていますけれども、その保険証とかも何らか関わってくるということになるんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

今現在、国が進めております処方箋の電子化は、その他の医療全般のICT化を進める流れの一つということになります。ですので、基盤は、今、委員がご質問いただきましたとおり、マイナンバーカードが保険証にひもづきまして12月から稼働しておりますけれども、これを使つてのデータの授受ということになります。

仕組みとしましては、大藤診療所が直接、薬局等にデータを飛ばすということではなくて、保険のシステムが全国管理でありまして、ここに大藤は処方情報のみを上げる。そうしますと、今度は保険薬局のほうで、またマイナンバーの情報等を使いまして、そこへ情報を取りに行つて、患者様のだから同意が大前提ではありますが、その情報を見ながら必要な処方を行うということになります。

今ご質問に追加でありました、これまでの処方歴の確認なんですから、これは本人同意が得られた場合のみ、それぞれ医療機関もですし、薬局も見ることができまして、多くの方はあまり同意しないということは一般的には少ないようでして、そうしますと、今までだと、いろんな調剤薬局等でお薬頂いていて、ご本人がお薬手帳を持ってこれ

なかった場合は、過去の処方歴が確認できませんでした。ですが、今回、電子化のメリットだと思いますけれども、それが閲覧できますので、ご本人が失念したりですとか、お薬手帳をお持ちでなくても、安心してといいますか、重複の処方がないように薬局のほうで注意することができるようになります。

以上です。

（「ほかの医療機関とは関係ないんですか」と呼ぶ者あり）

- 健康増進課長（武藤陽子君） 追加でお答えさせていただきます。

今私がお話しさせていただいた内容は、全国一律、保険薬局、それから医療機関、保険を使っただけの診療行為をしているところということになりますけれども、は同じ取扱いでございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） マイナ保険証が必須になってくるということですか、それともマイナンバーを申告すればいいのか。マイナ保険証、紙の保険証とか資格確認書とか、そういうのでは使えないということですか。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

基本的には、マイナンバーカードが、先ほど申し上げましたとおりベースとなる制度設計になっておりますので、これがないと見ることは……

（「マイナ保険証ではないと」と呼ぶ者あり）

- 健康増進課長（武藤陽子君） はい、マイナ保険証が、と思われませんが、資格書等で保険の種類は分かりますので、診療は可能であったり調剤もできますので、そのあたりのデータの取扱いについては、ちょっと私のほうで確実な情報を今持ち合わせておりませんで、確認をしてまた改めてお答えさせていただきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 先ほどの飯島委員からの質問に関連にはなるんですけれども、もう少し分かりやすく、一番お聞きしたいのは、これ、大藤診療所を念頭に置いた事業ですよね。一つ、これ電子処方箋の管理を、では他の市内の医療機関は特段の個々の努力の下に、このような電子サービスのあれを今後努力してしなければいけないということになるのか。

もう一つは、しかし一方で、マイナンバーカードに保険証の機能をつけてという中で伝わっているのは、電子カルテですね。電子カルテがそこに組み込まれるので、医療サービスとしては向上するんだという政府の説明があるわけです。それとの関係性からいうと、そちらのほうが一律に、つまり電子カルテのほうが行われるのではないかなというふうに思うんですが、その文脈が一つある中で、今回の事業がそこに大藤診療所に特化して、この部分の電子処方箋のほうは、言わば優先してというかというふうにされている。その辺の全体の医療サービスの電子化が向かっている、国が向かっている部分で、この事業はどのような位置づけになるのか。それから、先ほどの電子カルテとの兼ね合いではどんなふうな位置づけになるのか。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えさせていただきます。

まず、電子カルテであったり電子処方箋ということで、ちょっと分かりよい説明図等が今ないので、口頭説明で伝わるかどうかでございませけれども、ご説明させていただきます。

まず、電子カルテというのは、これはクリニックとか病院等で使うツールということで、一般的に昔は紙のカルテでありましたが、これを国が推奨する電子化の波に乗せるために、多くの医療機関は電子カルテに移行しました。ただし、電子カルテでないと電子化された保険点数の請求ができないかということではございませんで、紙カルテであってもそれは可能です。ですので、カルテの形態は問わず、結局は診療報酬を請求するときのものがもう既に電子化されて、もう何年も経過されております。昔はレセプト請求ですら紙でしたが、これが電子化されたというのが、もう10年以上前ですけれども、画期的でありまして、それが定着運用されてきましたので、今度は現場レベルで診療報酬外のカルテであったり、処方箋のほうも電子化しようという段階に入っているのが全体のイメージとなります。

大藤診療所につきましては、補正予算を頂きまして、電子カルテのほうも既に転換が今年進んでおりまして、電子カルテの運用は、失始まっております。これに今回は処方箋も追加しようということで、ちょっとオプション的な上乘せシステムの改修になります。

国は、やっぱり医療の効率化を図るために電子化を推奨したいということで、これは大藤診療所に限らずどこの医療機関に対しても、電子化を進める診療所等にはインセン

ティブとして診療報酬の上乗せがあります。今回はこの改修費用についても、今年度は国のほうでも補助しましょうということで、短期間にこれを導入する医療機関が増えるように、いろんな制度設計をされておりまして、ですので、これをうまく活用して、なるべく早い時期に入れていったほうが、結局は補助金がなくなった後、そうはいつでも、それが義務化であったり、診療報酬が取れないということになりますと、やはりどこのクリニックや病院も経営が苦しくなってくることになりますので、やらざるを得ないというような状況もありますけれども、市としましては、なるべくその補助金があるうちに有効的にシステム導入をしたいという、そういう考えであります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第85号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第86号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第86号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 歳出で2款保険給付費の中で1項、2項に関わることですけれども、居宅介護福祉用具購入費、予防福祉用具購入費ということで補正を組んでいますけれども、これは購入申請の増加ということですが、これ、例年に比べてとか、予

測の範囲を超えてとか、そういうことなんでしょうかね。どんな背景でこうなっているのかというのをちょっとお聞かせいただけますか。

○ 委員長（丸山国一君） 町田介護支援課長。

○ 介護支援課長（町田享子君） お答えをさせていただきます。

前期のときの説明でもさせていただきましたけれども、給付費が伸びている理由ですけれども、令和6年度で介護報酬の改定がございました。その中で、この福祉用具のスロープと歩行器、また歩行補助つえに関して、貸与と購入が選択できるようになっております。そんな部分もあってだとは思いますが、給付のほう伸びておりまして、予算的に不足するのが見込まれるために、今回補正を組まさせていただきましたところであります。

○ 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 議案第86号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第87号

○ 委員長（丸山国一君） 次に、議案第87号 令和6年度甲州市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 議案第87号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第88号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第88号 令和6年度甲州市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

飯島委員、何かありますか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） ちょっと間違っているかもしれないんですけども、消火栓って、ここは……。

- 委員長（丸山国一君） それは上水道事業です。今は、下水道事業ですが。

よろしいですか。

- 委員（飯島孝也君） はい、発言を取り消します。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 議案第88号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで、先ほど委員会から要望いたしましたK O Jのプロモーションの日程表等がこちらに届いておりますので、委員の皆さんに配付したいと思います。

配付をお願いいたします。

（資料配付）

- 委員長（丸山国一君） 参考資料として提出をいたしました。

議案第89号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第89号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今回、人勸によつての人件費の増減があつたりするんですが、その中で、3ページ、4ページにあるEのほうの会計年度任用職員の超過勤務手当が24万円減額になっているんですが、これは1人分で24万円の減額になりますか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

1人分でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） ちょっと超過勤務が大分多いなという印象を受けまして、この補正後の428万5,000円を53人で割っても21万円というふうになるんですよね、1人当たり。ぶどうの丘としては、この会計年度任用職員は超過勤務ありきで契約をしていっているんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時27分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えします。

契約上はございません。基本給オンリーで対応しております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 超過勤務、やはりサービス業だとなかなか読むのは難しいと思うんですよね、働く時間を。でも、できれば、あまり超過勤務というよりも、最初から読めた金額で働けるほうが働き側としてはいいのかなと思いましたので、ちょっと質問いたしました。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
ほかに質疑はございませんか。

（「ＫＯＪは」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ここで資料が出てきておりますので、先ほどと重複にならない程度に質疑はしていただければ結構だと思います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） ２ページの営業費用、施設経営費の中の負担金、ＫＯＪ、もちろん今回のが入っているんですけども、それ以外、今年度ＫＯＪお幾ら予算計上されていますか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。
50万円になっております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 提出資料を頂いて日程表を確認させようと、２月４日に、同行者ほか、市長ほか４名ということで２月４日行かれるということですけども、これ、今回の総勢ですね、さっき笛吹市ワイン協会とかもあったし、勝沼ワイン協会等もあると思うんですが、組合でやっていることだと思うんですけども、一行というのはどのような団体というか内容になるのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。

- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

構成団体としては、甲府商工会議所、山梨県ワイン酒造組合、あとは県の関係がプロデューサーも含め４名、ワイナリーの関係ですが、こちらのほうが１６名、甲府商工会が２名、役所の職員も入れまして、市長を含めまして、計２６名で訪問を考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 議案第89号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

それでは、先ほどの資料の件、武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お時間いただきまして恐縮です。

先ほど議案第85号の診療所事業特別会計補正予算の中で、飯島委員からご質問いただきました件の回答をここでお伝えさせていただきたいと思います。

資格書の方であっても、今回、電子処方箋等のサービスが受けられるかといったようなご質問いただきまして、確認をいたしましたところ、資格書であっても、保険者等の番号が分かれば、お互いにデータを活用して電子化された処方箋での処方が受けられるということでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） それでは、これをもって本日は散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 皆様、大変お疲れさまでした。当局におかれましても、詳細なご答弁、お疲れさまでした。ありがとうございます。

以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午後 1時33分〕